

# 音楽教室事件

控訴審：知財高裁令和3年3月18日（令和2年（ネ）10022号）

原審：令和2年2月28日（平成29年（ワ）第20502号、同第25300号）

---

弁護士 黒川 直毅

# I 事案の概要等

---

# 第1 当事者

---

✓ 一審原告ら・控訴人ら

音楽教室を運営し、教室又は生徒の居宅において音楽及び演奏技術等のレッスンを  
行っている法人（249）及び個人（2）の計249人



✓ 一審被告・被控訴人

一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）



## 第2 事案の概要

---

本件は、一審原告ら・控訴人らが、一審被告・被控訴人に対し、一審被告・被控訴人管理楽曲に関して、一審原告ら・控訴人らと生徒との間で締結された受講契約に基づき行われるレッスンにおける、一審原告ら・控訴人らの教室又は生徒の居宅内においてした一審被告・被控訴人管理楽曲の演奏又は歌唱について、一審原告ら・控訴人らが一審被告・控訴人に対して著作権（演奏権）侵害に基づく損害賠償請求権又は著作物利用料相当額の不当利得返還請求権をいずれも有していないことの確認を求めた事案である。

# 第3 経緯

- 2017.2.9頃 JASRACが音楽教室事業者に対し、使用料規程に「音楽教室における演奏等」の項目を新設し、同規定に基づき、平成30年1月1日から使用料徴収を開始する予定である旨通知。
- 2017.6.7 JASRACが、文化庁長官に対し、本件使用料規程の新設等に係る変更の届出
- 2017.6.20 音楽教室事業者が東京地裁へ提訴
- 2017.12.21 文化庁長官に対し、本件訴訟の判決が確定するまで本件使用料規程の実施を保留することを求める裁定申請
- 2018.3.7 文化庁は、本裁定の日をもって本件使用料規程の実施の日とする旨の裁定を行った
- 2020.2.28 東京地裁による判決言渡し（原判決）
- 2020.3.4 音楽教室事業者が控訴
- 2021.3.18 知財高裁による判決言渡し（本判決）
- 2021.3.31 JASRACが上告及び上告受理申立て
- 2021.4.1 音楽教室事業者が上告及び上告受理申立て



# 第4 著作物使用態様

---

## 1 レッスンが行われる場所及びレッスンの構成員

### (1) 楽器メーカー等が運営する音楽教室

#### ア レッスンが行われる場所

- ✓ 控訴人が設営した、教師並びに生徒及びその保護者以外の者の入室許されない教室

#### イ レッスンの構成員

- ✓ 生徒と担任教師が1対1の個人レッスンと複数名の生徒を1名の担任教師が指導するグループレッスンがあり、グループレッスンの場合でも、受講する生徒の人数は、通常3名ないし5名であり、最大でも10名である。
- ✓ 特定の教師が、特定の生徒に対し、各生徒の特性や個性を把握して継続的に指導を行う。特別な事情がない限り、クラスにおいて教師が変更されることはない。

# 第4 著作物使用態様

---

## 1 レッスンが行われる場所及びレッスンの構成員

### (2) 個人教室

#### ア レッスンが行われる場所

- ✓ 生徒の居宅かつ教師並びに生徒及びその保護者以外の者の入室が許されない場所

#### イ レッスンの構成員

- ✓ 特定の教師が、特定の1名の生徒に対して、当該生徒の特性や個性を把握して継続的に指導を行う。

# 第4 著作物使用態様

## 2 使用態様

- ① 録音物の再生を行わないレッスンでの使用
- ② 市販のCD等の録音物の再生を行うレッスンでの使用
- ③ マイナスワン（生徒が演奏する楽器のパートのみ除いた合奏の演奏が録音されたCD等の録音物）の再生を行うレッスンでの使用
- ④ 録音物の再生を行わない個人教室でのレッスンでの使用

参照：[https://www.yamaha-ongaku.com/music-school/lp/taiken/?utm\\_source=google&utm\\_campaign=ad&utm\\_medium=cpc&utm\\_term=brand&gclid=Cj0KCQjwu7OIBhCsARIsALxCUaMegMT7exMo6kTnUX7Rc2qkf4caZQQgZMNEbF95jph2E-sm9cp7obcaAge5EALw\\_wcB](https://www.yamaha-ongaku.com/music-school/lp/taiken/?utm_source=google&utm_campaign=ad&utm_medium=cpc&utm_term=brand&gclid=Cj0KCQjwu7OIBhCsARIsALxCUaMegMT7exMo6kTnUX7Rc2qkf4caZQQgZMNEbF95jph2E-sm9cp7obcaAge5EALw_wcB)





# 第4 著作物使用態様

---

## 3 演奏態様

- ① 生徒が課題曲を初めて演奏する場合，必要に応じて，生徒が演奏する前に，教師が一曲を通してまたは部分的に課題曲を演奏して課題を示す
- ② 生徒が教師に対して、課題曲を数小節ごとに区切って，演奏する（生徒の演奏の伴奏として教師が演奏する場合がある）
- ③ 生徒の演奏を目の前で聞いた教師が，生徒に対する演奏上の課題及び注意を口頭で説明し，必要に応じて当該部分の演奏の例を示す
- ④ 教師の指導を聞いた上で，再度生徒が演奏するということを繰り返す。
- ⑤ ひとつひとつの課題を達成したかの確認のために，練習してきた部分を（一曲を通して行うものではない），または一曲通して生徒が演奏する（生徒の演奏の伴奏として教師が演奏する場合がある）

## Ⅱ 争点

---

1. 個人教室についての確認の利益の有無
2. 音楽教室における演奏が「公衆」に対するものであるか
  - 2-1. 音楽教室における音楽著作物の利用主体
  - 2-2. 音楽教室からみて、生徒は「公衆」にあたるか
3. 音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか
4. 2小節以内の演奏について演奏権が及ぶか
5. 演奏権の消尽の成否
6. 録音物の再生に係る実質的違法性阻却事由の有無
7. 権利濫用の成否

# IV 原審

---

(東京地判令和2年2月28日平成29年(ワ)第20502号、同第25300号)

# 第1 結論：原告の請求を全て棄却

---

1. 個人教室についても確認の利益がある（省略）
2. 音楽教室における演奏が「公衆」に対するものであるか
  - 2-1. 教師及び生徒の演奏のいずれも音楽著作物の利用主体は音楽教室事業者
  - 2-2. 音楽教室における生徒は、「公衆」に該当する
3. 2小節以内の演奏について演奏権が及び得る
4. 楽譜及びマイナスイワン音源を購入することにより演奏権は消尽しない（省略）
5. 仮に教師及び生徒が音源を再生して自らが聞く権利を有しているとしても、それによって演奏権侵害の実質的違法性は阻却されない（省略）
6. 現行著作権法が施行された昭和46年から平成15年の間に、音楽教室における演奏について権利を行使しなかったとしても、権利濫用に当たらない（省略）

## 第2 音楽教室における音楽著作物の利用主体

---

### 1 判断基準

「原告らの音楽教室のレッスンにおける教師及び生徒の演奏は、営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われるものであるところ、音楽教室事業の上記内容や性質等に照らすと、音楽教室で利用される音楽著作物の利用主体については、単に個々の教室における演奏の主体を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教育事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面も含めて総合的かつ規範的に判断されるべきであると考えられる。

かかる観点からすると、原告らの音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって枢要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である（クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラクⅡ事件最高裁判決参照）。また、著作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべきである（ロクラクⅡ事件最高裁判決の補足意見参照）。」

# 第1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

---

## 2 本件における被告管理楽曲の利用主体について（あてはめ）

### （1） 利用される著作物の選定方法

「音楽教室において利用される音楽著作物である課題曲の選定が演奏の実現にとって枢要な行為であることはいうまでもないところ、上記のとおり、音楽教室で演奏させる課題曲は、音楽教室事業者である原告らの作成したレパートリー集等の中から選定され、このようなレパートリー集を有しない原告らについては、同原告らと雇用契約又は準委任契約を締結し、同原告らと同視し得る立場にある教師によって選定されることになるので、音楽教室のレッスンで演奏される課題曲の選定については、原告らの管理・支配が及んでいるといえることができる。」

# 第 1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

---

## 2 本件における被告管理楽曲の利用主体について（あてはめ）

### （2） 著作物の利用方法・態様

- ・ 音楽教室における教師のする演奏及び録音物の再生について

教師は、原告らとの雇用契約又は準委任契約に基づき、その義務の履行としてレッスンを行うので、音楽教室において教師のする演奏及び録音物の再生については、教師に一定程度の裁量があるとしても、原告らの管理・支配が及ぶというべきである。また、個人の原告については、教師は同原告自身であるから、教師の演奏について同原告の管理・支配が及ぶことは明らかである。

- ・ 音楽教室における生徒の演奏

音楽教室における生徒の演奏は、原告らと同視し得る教師の指導に従って行われるものなので、その演奏について原告らの管理・支配が及んでいるということが出来る。

# 第1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

---

## 2 本件における被告管理楽曲の利用主体について（あてはめ）

### （3） 著作物の利用方法・態様

- ・ 教師に対する指導マニュアルの作成や研修等が行われている原告ら（ヤマハ、河合、レゼル）

教師の能力の維持・向上や生徒に対する指導方針・内容に対する関与の程度は高いといえることができる。

- ・ 教師に対する指導マニュアルの作成や研修等が行われていない原告ら

教師がその委任者又は雇用者の指導理念や方針等に従った指導を行うのは当然であるので、その生徒に対し、同各原告らの指導理念や方針に従った指導が行われていると推認するのが相当である。



# 第 1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

---

## 2 本件における被告管理楽曲の利用主体について（あてはめ）

### （4） 著作物の利用に必要な施設・設備の提供

音楽教室における音楽著作物の演奏については、当該演奏を行う施設（教室）及び演奏に必要な設備（音響設備、録音物の再生装置等）の確保が不可欠であるが、本件使用態様 1～3 については、原告らが地域等を選定した上でその費用において教室を設営し、当該教室において同原告らが備え付けた設備・装置を使用して行われるものであると認められる。そうすると、著作物の利用に必要な施設、設備等についても、原告らの管理・支配が及んでいるといえることができる。

※使用態様 1（録音物の再生を行わないレッスンでの使用）

※使用態様 2（市販のCD等の録音物の再生を行うレッスンでの使用）

※使用態様 3（マイナスインの再生を行うレッスンでの使用）

※使用態様 4（著作物の再生を行わない個人教室でのレッスンでの使用）

# 第 1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

---

## 2 本件における被告管理楽曲の利用主体について（あてはめ）

### （5） 著作物の利用による利益の帰属

「音楽教室事業における演奏技術の指導にとって、教師及び生徒が音楽著作物の演奏をすることは不可欠であり、かかる演奏をすることなく演奏技術を教授することは困難であることに照らすと、音楽教室の生徒が原告らに対して支払うレッスン料の中には、教師の教授料のみならず、音楽著作物の利用の対価部分が実質的に含まれているというべきである。

したがって、音楽教室における音楽著作権の利用による利益は原告らに帰属していると認めるのが相当である。」

# 第 1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

---

## 2 本件における被告管理楽曲の利用主体について（あてはめ）

### （6） 小括

原告らの音楽教室で演奏される課題曲の選定方法，同教室における生徒及び教師の演奏態様，音楽著作物の利用への原告らの関与の内容・程度，著作物の利用に必要な施設・設備の提供の主体，音楽著作物の利用による利益の帰属等の諸要素を考慮すると，原告らの経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体は原告らであると認めるのが相当である。

## 第2 利用主体である原告らからみて、生徒は「公衆」に当たるか

### 1 「公衆」（著作権法22条）について

#### (1) 著作権法22条（上演権及び演奏権）

著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

#### (2) 「公衆」について（条文）

「公衆」には、特定かつ多数の者を含む（著作権法2条5項）

#### (3) 特定かつ少数の者について（本件）

立法経緯に照らすと、現行著作権法は、著作物の演奏等について、学校その他の教育機関の授業における著作物の使用かどうかを問わず、特定かつ少数の者は「公衆」に当たらない

## 第2 利用主体である原告らからみて、生徒は「公衆」に当たるか

### 1 「公衆」（著作権法22条）について

#### (4) 公衆該当性

|    | 特定      | 不特定   |
|----|---------|-------|
| 多数 | ○(2条5項) | ○(解釈) |
| 少数 | ×       | ○(解釈) |

## 第2 利用主体である原告らからみて、生徒は「公衆」に当たるか

---

### 2 不特定の者に対するものかどうかについて

#### (1) 判断基準

著作権法22条に基づき演奏権について著作権者の権利が及ばないのは、演奏の対象が「特定かつ少数の者」の場合であるところ、「特定」の者に該当するかどうかは、利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかにより判断すべきである。

これを本件に即していうと、音楽教室における音楽著作物の利用主体である原告ら音楽教室事業者からみて、その顧客である生徒が「特定」の者に当たるかどうかは、原告らが音楽教室のレッスンの受講を申し込むに当たり、原告らとその生徒との間に個人的な結合関係があったかどうかにより判断することが相当である。

## 第2 利用主体である原告らからみて、生徒は「公衆」に当たるか

---

### 2 不特定の者に対するものかどうかについて

#### (2) あてはめ

原告らが経営する音楽教室は、受講申込書に所定事項を記入するなどして受講の申込みをし、原告らとの間で受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講することができるので、原告らと当該生徒が本件受講契約を締結する時点では、原告らと生徒との間に個人的な結合関係はない。

したがって、音楽教室事業者である原告らからみて、その生徒は「不特定」の者に当たるものというべきである。

## 第2 利用主体である原告らからみて、生徒は「公衆」に当たるか

### 3 多数の者に対するものかかどうかについて

#### (2) あてはめ

原告ら音楽教室事業者の一つの教室における生徒の数は、本件使用態様1などにみられるとおり、グループレッスンで最大10人程度と認められるが、音楽教室事業者は、継続的・組織的にレッスンを行っており、場合によっては、異なる地域に複数の教室を展開し、一定期間内（例えば、一月のうち）に異なる生徒を対象とする複数のレッスンを開講することもあるほか、生徒の中には受講を辞める者もいれば、新たに受講する者もいるなど、生徒の入れ替わりも生じ得る。

実際のところ・・・、ヤマハ音楽教室等は、平成29年度において、国内のみで4000を超える会場を有し、30万人を超える生徒を擁していたとの事実が認められる。また、原告河合についても、体育教室も含む数字ではあるが、平成29年時点において6000の教室を有している・・・。



## 第2 利用主体である原告らからみて、生徒は「公衆」に当たるか

### 3 多数の者に対するものかかどうかについて

#### (2) あてはめ

他の原告については、原告ヤマハや原告河合ほどの会場数や生徒数を有していないと考えられるものの、生徒に対して継続的にレッスンを行っていることは同様であり、原告らの主張によれば本件使用態様1はすべての原告にあてはまるので、少なくとも3～5名程度のグループレッスンは行っているものと認められる。また、レッスンの数や開催頻度は、施設の状況や生徒数にもよるが、一定期間内（例えば、一月のうち）に異なる生徒を対象とする複数のレッスンを開講することもあり、継続的にレッスンを行う過程において生徒の入れ替わりもあるものと推認される。

以上のとおり、原告らによる音楽教室事業の実態を踏まえると、原告らからみて、その顧客である生徒は「多数」とであると認めるのが相当である。

## 第2 利用主体である原告らからみて、生徒は「公衆」に当たるか

---

### 3 多数の者に対するものかかどうかについて

#### (3) 小括

したがって、音楽教室における生徒は、利用主体たる原告らにとって、不特定の者であり、また、多数の者にも当たるから、「公衆」に該当する。

## 第3 音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか

---

### 1 「聞かせることを目的」とするについて

#### (1) 判断基準

著作権法22条は、「公衆に直接...聞かせることを目的」とすることを要件としているところ、その文言の通常の意味に照らすと、「聞かせることを目的とする」とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、音楽著作物の利用主体から見て、その相手である公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りるというべきである。

### 第3 音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか

---

#### 1 「聞かせることを目的」とするについて

##### (2) あてはめ

- ・音楽教室における教師の演奏

原告らの音楽教室におけるレッスンは、教師が演奏を行って生徒に聞かせることと、生徒が演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術の教授が行われるが、このような演奏態様に照らすと、そのレッスンにおいて、原告ら音楽教室事業者と同視し得る立場にある教師が、公衆である生徒に対して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、すなわち「聞かせることを目的」として演奏していることは明らかである。

### 第3 音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか

---

#### 1 「聞かせることを目的」とするについて

##### (2) あてはめ

- ・ 音楽教室における生徒の演奏

音楽教室における生徒の演奏は、原告らの管理・支配下で行われることから著作物の利用主体による演奏と同視し得るところ（クラブキャッツアイ事件最高裁判決参照）、上記のとおり、自ら又は他の生徒の演奏を聞くことの必要性、有用性に照らすと、その演奏は、公衆である他の生徒又は演奏している生徒自身に「聞かせることを目的」とするものであると認めるのが相当である。

## 第4 音楽教室における2小節以内の演奏について演奏権が及ぶか

---

### 1 原告の主張

原告らは、音楽教室における2小節以内の演奏については、短すぎるため、どの楽曲を演奏しているかを特定することができず、著作者の個性が発揮されているということとはできないから、著作物に当たらず、また、聞かせる目的もないとして、請求の趣旨第5項及び第8項において、被告が被告管理楽曲の使用に係る請求権を有しないことの確認を求める。

## 第4 音楽教室における2小節以内の演奏について演奏権が及ぶか

---

### 2 裁判所の判断

原告らの音楽教室におけるレッスンにおいては、終始、特定の2小節以内の小節のみを繰り返し弾くことはなく、課題曲を一曲通して弾くこともあれば、ある程度まとまったフレーズを弾くこともあり、当該小節を弾く場合においても、そのレッスン中に当該小節の前後の小節も演奏されるのが通常であると考えられる。このように、原告らの音楽教室のレッスンにおいては、課題曲が様々な形で連続的・重畳的に演奏されるので、原告ら・・・自認するとおり、一回のレッスンにおける演奏及び再生演奏は常に不可分一体であると解すべきであり、その一部である2小節以内の演奏のみを切り取り、これを独立したものとして、その著作物性を否定することは相当ではないというべきである。

## 第4 音楽教室における2小節以内の演奏について演奏権が及ぶか

---

### 2 裁判所の判断

また、一回のレッスンにおける上記の演奏態様に照らすと、教師から指示された特定の2小節以内の小節を演奏する生徒は、当該部分が課題曲の一部であると十分に認識し、その楽曲全体の本質的な特徴を感得しつつ、その特徴を表現することを企図して演奏をするのであり、その演奏を聞いている他の生徒も同様に当該部分が課題曲の一部であると認識しつつ聞くものと考えられる。そうすると、生徒による2小節以内の演奏であるとしても、当該演奏は他の生徒等に「聞かせることを目的」とするものであるというべきである。



# V 控訴審

---

(令知財高判令和3年3月18日令和2年(ネ)第10022号)

# 第1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

---

## 1 判断基準

「このように、控訴人らの音楽教室のレッスンにおける教師又は生徒の演奏は、営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われるものであるが、音楽教室事業の上記内容や性質等に照らすと、音楽教室における演奏の主体については、単に個々の教室における演奏行為を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面からの観察も含めて総合的に判断されるべきであると考えられる。

このような観点からすると、音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当である（最高裁平成21年（受）第788号同23年1月20日第一小法廷判決・民集65巻1号399頁〔ロクラクⅡ事件最高裁判決〕参照）。」

# 第 1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

---

## 2 あてはめ

### (1) 教師の演奏行為について

#### ア 教師の演奏行為の本質

「・・・控訴人らは、音楽を教授する契約及び楽器の演奏技術等を教授する契約である本件受講契約を締結した生徒に対して、音楽及び演奏技術等を教授することを目的として、雇用契約又は準委任契約を締結した教師をして、その教授を行うレッスンを実施している。

そうすると、音楽教室における教師の演奏行為の本質は、音楽教室事業者との関係においては雇用契約又は準委任契約に基づく義務の履行として、生徒との関係においては本件受講契約に基づき音楽教室事業者が負担する義務の履行として、生徒に聞かせるために行われるものと解するのが相当である。」

# 第1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

---

## 2 あてはめ

### (1) 教師の演奏行為について

#### イ 演奏主体

「控訴人らのうち、教師を兼ねる個人事業者たる音楽教室事業者や、個人教室を運営する各控訴人（別紙C）らが教師として自ら行う演奏については、その主体が音楽教室事業者である当該控訴人らであることは、明らかである。

そこで、以下、音楽教室事業者ではない教師が音楽教室において行う演奏について検討する。」

# 第1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

## 2 あてはめ

### (1) 教師の演奏行為について

#### イ 演奏主体

「控訴人らは、生徒との間で締結した本件受講契約に基づく演奏技術等の教授の義務を負い、その義務の履行のために、教師との間で雇用契約又は準委任契約を締結し、教師は、この雇用契約又は準委任契約に基づく義務の履行として、控訴人らのために生徒に対してレッスンをしているという関係にある。そして、教師の演奏（録音物の再生を含む。）は、前記イのとおり、そのレッスンの必須の構成要素であり、音楽教室事業者である控訴人らが音楽教室において教師の演奏が行われることを知らずにはないといえるし、そのレッスンにおける教師の指導は、音楽教育の指導として当然の手法であって、本件受講契約の本旨に従ったものといえる。また、音楽教室事業者である控訴人らは、その事業運営上の必要性から、雇用契約を締結している教師については当然として、準委任契約を締結した教師についても、その資質、能力等の管理や、事業理念及び指導方針に沿った指導を生徒に行うよう指示、監督を行っているものと推認され、控訴人らに共通する事実のみに従った判断を求める本件事案の性質上、これに反する証拠は提出されていない。さらに、教師の演奏が行われる音楽教室は、控訴人らが設営し、その費用負担の下に演奏に必要な音響設備、録音物の再生装置等の設備が設置され、控訴人らがこれらを占有管理していると推認され、上記同様に、これに反する証拠は提出されていない。」

# 第1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

---

## 2 あてはめ

### (1) 教師の演奏行為について

#### イ 演奏主体

「以上によれば，控訴人らは，教師に対し，本件受講契約の本旨に従った演奏行為を，雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として求め，必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させているといえるのであるから，教師がした演奏の主体は，規範的観点に立てば控訴人らであるというべきである。」

# 第1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

---

## 2 あてはめ

### (2) 生徒の演奏行為について

#### ア 生徒の演奏行為の本質

「・・・控訴人らは、音楽を教授する契約及び楽器の演奏技術等を教授する契約である本件受講契約を締結した生徒に対して、音楽及び演奏技術等を教授することを目的として、雇用契約又は準委任契約を締結した教師をして、その教授を行うレッスンを実施している。

そうすると、音楽教室における生徒の演奏行為の本質は、本件受講契約に基づく音楽及び演奏技術等の教授を受けるため、教師に聞かせようとして行われるものと解するのが相当である。なお、個別具体の受講契約においては、充実した設備環境や、音楽教室事業者が提供する楽器等の下で演奏することがその内容に含まれることもあり得るが、これらは音楽及び演奏技術等の教授を受けるために必須のものとはいえず、個別の取決めに基づく副次的な準備行為や環境整備にすぎないというべきであるから、音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けることにあるというべきである。」

# 第1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

---

## 2 あてはめ

### (2) 生徒の演奏行為について

#### イ 演奏主体（演奏行為の本質・強制の有無）

「前述したところによれば、生徒は、控訴人らとの間で締結した本件受講契約に基づく給付としての楽器の演奏技術等の教授を受けるためレッスンに参加しているのであるから、教授を受ける権利を有し、これに対して受講料を支払う義務はあるが、所定水準以上の演奏を行う義務や演奏技術等を向上させる義務を教師又は控訴人らのいずれに対しても負ってはならず、その演奏は、専ら、自らの演奏技術等の向上を目的として自らのために行うものであるし、また、生徒の任意かつ自主的な姿勢に任されているものであって、音楽教室事業者である控訴人らが、任意の促しを超えて、その演奏を法律上も事実上も強制することはできない。」



# 第1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

## 2 あてはめ

### (2) 生徒の演奏行為について

#### イ 演奏主体（演奏への関与の内容・程度）

「確かに、生徒の演奏する課題曲は生徒に事前に購入させた楽譜の中から選定され、当該楽譜に被告管理楽曲が含まれるからこそ生徒によって被告管理楽曲が演奏されることとなり、また、生徒の演奏は、本件使用態様4の場合を除けば、控訴人らが設営した教室で行われ、教室には、通常は、控訴人らの費用負担の下に設置されて、控訴人らが占有管理するピアノ、エレクトーン等の持ち運び可能な楽器のほかに、音響設備、録音物の再生装置等の設備がある。しかしながら、前記アにおいて判示したとおり、音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けること自体にあるというべきであり、控訴人らによる楽曲の選定、楽器、設備等の提供、設置は、個別の取決めに基づく副次的な準備行為、環境整備にすぎず、教師が控訴人らの管理支配下にあることの考慮事情の一つにはなるとしても、控訴人らの顧客たる生徒が控訴人らの管理支配下にあることを示すものではなく、いわんや生徒の演奏それ自体に対する直接的な関与を示す事情とはいえない。このことは、現に音楽教室における生徒の演奏が、本件使用態様4の場合のように、生徒の居宅でも実施可能であることから裏付けられるものである。」

# 第1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

---

## 2 あてはめ

### (2) 生徒の演奏行為について

#### イ 演奏主体（結論）

「以上によれば、生徒は、専ら自らの演奏技術等の向上のために任意かつ自主的に演奏を行っており、控訴人らは、その演奏の対象、方法について一定の準備行為や環境整備をしているとはいえ、教授を受けるための演奏行為の本質からみて、生徒がした演奏を控訴人がした演奏とみることは困難といわざるを得ず、生徒がした演奏の主体は、生徒であるというべきである。」

# 第1 音楽教室における音楽著作物の利用主体

## 2 あてはめ

### (2) 生徒の演奏行為について

#### イ 演奏主体（カラオケ店における客の歌唱の場合との違い）

「なお、被控訴人は、前記第2の5(2)ア(イ)のとおり、カラオケ店における客の歌唱の場合と同一視すべきである旨主張するが、その法的位置付けについてはさておくにしても、カラオケ店における客の歌唱においては、同店によるカラオケ室の設営やカラオケ設備の設置は、一般的な歌唱のための単なる準備行為や環境整備にとどまらず、カラオケ歌唱という行為の本質からみて、これなくしてはカラオケ店における歌唱自体が成り立ち得ないものであるから、本件とはその性質を大きく異にするものというべきである。

さらに、上記⑤において被控訴人が主張する事情については、レッスンにおける生徒の演奏についての音楽著作物の利用対価が本件受講契約に基づき支払われる受講料の中に含まれていることを認めるに足る証拠はないし、また、いずれにしても音楽教室事業者が生徒を勧誘し利益を得ているのは、専らその教授方法や内容によるものであるというべきであり、生徒による音楽著作物の演奏によって直接的に利益を得ているとはいえない。」

## 第2 音楽教室からみて生徒は「公衆」にあたるか

---

### 1 判断基準

「・・・著作権法22条は、演奏権の行使となる場合を『不特定又は多数の者』に聞かせることを目的として演奏することに限定しており、『特定かつ少数の者』に聞かせることを目的として演奏する場合には演奏権の行使には当たらないとしているところ、このうち、『特定』とは、著作権者の保護と著作物利用者の便宜を調整して著作権の及ぶ範囲を合目的な領域に設定しようとする同条の趣旨からみると、演奏権の主体と演奏を聞かせようとする目的の相手方との間に個人的な結合関係があることをいうものと解される。

また、・・・著作権法22条は、演奏権の行使となる場合を、演奏行為が相手方に『直接』聞かせることを目的とすることに限定しており、演奏者は面前にいる相手方に聞かせることを目的として演奏することを求めている。

さらに、自分自身が演奏主体である場合、演奏する自分自身は、演奏主体たる自分自身との関係において不特定者にも多数者にもなり得るはずはないから、著作権法22条の『公衆』は、その文理からしても、演奏主体とは別の者を指すと解することができる。」

## 第2 音楽教室からみて生徒は「公衆」にあたるか

### 2 あてはめ

#### (1) 教師による演奏

「・・・演奏権の行使に当たるか否かの判断は、演奏者と演奏を聞かせる目的の相手方との個人的な結合関係の有無又は相手方の数において決せられるところ、この演奏者とは、著作権者の保護と著作物利用者の便宜を調整して著作権の及ぶ範囲を合目的な領域に設定しようとする著作権法22条の趣旨からみると、演奏権の行使について責任を負うべき立場の者、すなわち演奏の主体にほかならない。そうすると、前記ウ(イ)のとおり、音楽教室における演奏の主体は、教師の演奏については控訴人ら音楽教室事業者であり、教師の演奏行為について教師が「公衆」に該当しないことは当事者間に争いがなく、生徒に聞かせるために演奏していることは明らかであるから、実際の演奏者である教師の演奏行為が「公衆」に直接聞かせることを目的として演奏されたものであるといえるかは、規範的観点から演奏の主体とされた音楽教室事業者からみて、その顧客である生徒が「特定かつ少数」の者に当たらないといえるか否かにより決せられるべきこととなる。」

## 第2 音楽教室からみて生徒は「公衆」にあたるか

### 2 あてはめ

#### (1) 教師による演奏

「そこで検討するに、・・・、生徒が控訴人らに対して受講の申込みをして控訴人らとの間で受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講することができ、このような音楽教室事業が反復継続して行われており、この受講契約締結に際しては、生徒の個人的特性には何ら着目されていないから、控訴人らと当該生徒が本件受講契約を締結する時点では、控訴人らと生徒との間に個人的な結合関係はなく、かつ、音楽教室事業者としての立場での控訴人らと生徒とは、音楽教室における授業に関する限り、その受講契約のみを介して関係性を持つにすぎない。そうすると、控訴人らと生徒の当該契約から個人的結合関係が生じることはなく、生徒は、控訴人ら音楽事業者との関係において、不特定の者との性質を保有し続けると理解するのが相当である。

したがって、音楽教室事業者である控訴人らからみて、その生徒は、その人数に関わりなく、いずれも『不特定』の者に当たり、『公衆』になるというべきである。音楽教室事業者が教師を兼ねている場合や個人教室の場合においても、事業として音楽教室を運営している以上は、受講契約締結の状況は上記と異ならないから、やはり、生徒は『不特定』の者というべきである。」

## 第2 音楽教室からみて生徒は「公衆」にあたるか

---

### 2 あてはめ

#### (2) 生徒による演奏

「なお、念のために付言すると、仮に、音楽教室における生徒の演奏の主体は音楽事業者であると仮定しても、この場合には、前記アのとおり、音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けることにある以上、演奏行為の相手方は教師ということになり、演奏主体である音楽事業者が自らと同視されるべき教師に聞かせることを目的として演奏することになるから、「公衆に直接（中略）聞かせる目的」で演奏されたものとはいえないというべきである（生徒の演奏について教師が『公衆』に該当しないことは当事者間に争いがない。また、他の生徒や自らに聞かせる目的で演奏されたものといえないことについては前記アで説示したとおりであり、同じく事業者を演奏の主体としつつも、他の同室者や客自らに聞かせる目的で歌唱がされるカラオケ店（ボックス）における歌唱等とは、この点において大きく異なる。）。」

# 第3 「聞かせることを目的」について

---

## 1 判断基準

「著作権法22条は、『聞かせることを目的』として演奏することを要件としている。この文言の趣旨は、『公衆』に対して演奏を聞かせる状況ではなかったにもかかわらず、たまたま『公衆』に演奏を聞かれた状況が生じたからといって（例えば、自宅の風呂場で演奏したところ、たまたま自宅近くを通りかかった通行人にそれを聞かれた場合）、これを演奏権の行使とはしないこと、逆に、『公衆』に対して演奏を聞かせる状況であったにもかかわらず、たまたま『公衆』に演奏を聞かれなかったという状況が生じたからといって（例えば、繁華街の大通りで演奏をしたところ、たまたま誰も通りかからなかった場合）、これを演奏権の行使からは外さない趣旨で設けられたものと解するのが相当であるから、『聞かせることを目的』とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、演奏者に『公衆』に演奏を聞かせる目的意思があったと認められる場合をいい、かつ、それを超える要件を求めるものではないと解するのが相当である。」



# 第3 「聞かせることを目的」について

---

## 2 あてはめ

「次に、『聞かせることを目的』とする点につき検討するに、控訴人らの音楽教室における演奏態様は、本件使用態様1ないし4のとおり、①生徒が課題曲を初めて演奏する際等には、生徒が演奏する前に、教師が課題曲を演奏して課題を示し、②生徒が、それを聞いた上で、教師に対して課題曲を数小節ごとに区切って演奏すると、③生徒の演奏を目の前で聞いた教師が、生徒に対する演奏上の課題及び注意を口頭で説明するとともに、必要に応じて当該部分の演奏の例を示し、④生徒は、教師の注意や演奏を聞いた上で、再度演奏するということを繰り返し行った後に、⑤最後に、生徒が練習してきた部分又は一曲を通して演奏する（生徒の演奏の際に教師が伴奏をすることがある。）というものであり、本件使用態様2の場合には、教師の伴奏の代わりに市販のCD等が、本件使用態様3の場合には、マイナスイオン音源が用いられるというものである。

このように、控訴人らの音楽教室におけるレッスンは、教師又は再生音源による演奏を行って生徒に課題曲を聞かせることと、これを聞いた生徒が課題曲の演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術等の教授を行うものであるから、教師又は再生音源による演奏が公衆である生徒に対し聞かせる目的で行われていることは、明らかである。」

## 第4 音楽教室における2小節以内の演奏について演奏権が及ぶか

---

### 1 控訴人らの主張

音楽教室における2小節以内の演奏については、短すぎるため、どの楽曲を演奏しているかを特定することができず、著作者の個性が発揮されているということはないから、著作物に当たらず、このような演奏については演奏権が行使されたとはいえない。

# 第4 音楽教室における2小節以内の演奏について演奏権が及ぶか

## 2 裁判所の判断

しかしながら、一つの楽曲中から取り出した2小節分につきいずれも著作物性がないなどということはおおよそ考え難い。

前述のとおり、音楽教室における演奏の目的は演奏技術等の習得にあり、演奏技術等の習得は音楽著作物に込められた思想又は感情の表現を再現することなしにはあり得ないから、音楽教室において、著作物性のない部分のみが繰り返しレッスンされることを想定することはできない。したがって、仮に、レッスンにおいて2小節を単位として演奏が行われるとしても、それは、終始、特定の2小節のみを繰り返し弾くことではなく、2小節で区切りながら、ある程度まとまったフレーズを弾くことが通常であると推認され、これに反する証拠の提出はない。そして、本件使用態様1ないし4のとおり、レッスンにおいては特定の課題曲が演奏されることが決まっているのであるから、特定の2小節が演奏されたとしても、当該部分が課題曲のどの部分であるかは判然としているのであり、課題曲の2小節分が様々な形で連続的・重疊的に演奏されたとしても、それが課題曲の演奏であると認識され、かつ、その楽曲全体の本質的な特徴を感得しつつ、その特徴が表現されているとみるのが相当である。

# VI 原審と控訴審の違い

---

# 原審と控訴審の違い

|                       | 原審   | 控訴審   |
|-----------------------|--|---|
| 侵害主体論の判断基準            | <ul style="list-style-type: none"> <li>クラブキャッツアイ事件最高裁判決</li> <li>ロクラクⅡ事件最高裁判決</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ロクラクⅡ事件最高裁判決</li> </ul>  |
| 生徒による演奏<br>(著作物の利用主体) | 音楽教室事業者  | 生徒自身  |
| 生徒による演奏<br>(「聞かせる目的」) | <ul style="list-style-type: none"> <li>公衆である他の生徒又は演奏している生徒自身に「聞かせることを目的」とするもの</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>他の生徒に「聞かせる目的」で演奏しているのではない</li> <li>自らに「聞かせる目的」のものともいえない</li> </ul> |

# VII 検討

---

# 第1 利用主体論

---

## 1 問題の所在

### ✓ 教師の演奏

教師を演奏主体とした場合、音楽教室事業者から演奏権に基づく使用料の徴収ができない（教師の演奏は非営利無料の演奏とはいえない。）

### ✓ 生徒の演奏

生徒を演奏主体とした場合、音楽教室事業者から演奏権に基づく使用料の徴収ができない（生徒の演奏は非営利無料の演奏として適法となる（著作権法38条1項））

# 第1 利用主体論

---

## 2 判断基準

### (1) カラオケ法理

物理的には直接の利用行為者ではない者であっても、

①直接の利用行為者を管理ないし支配して（管理ないし支配要件）、

②利益を得ている場合（利益要件）には、

その者が著作物を作用していると法的に評価して、直接の著作権侵害の責任を負わせる法理

・ 最判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁 [クラブ・キャッツアイ]

客の歌唱行為を店の歌唱行為と同一視し、管理要件（ないし支配要件）、利益要件という二つの要件を満たす場合には、物理的には直接演奏していなくても、カラオケ店が演奏していると評価した。



# 第1 利用主体論

## 2 判断基準

### (2) 総合衡量法理

最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁 [ロクラクⅡ]

「放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者（以下『サービス提供者』という。）が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器（以下『複製機器』という。）に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当である。すなわち、複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているかを判断するのが相当であるところ、上記の場合、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における枢要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。」

# 第1 利用主体論

---

## 2 判断基準

### (2) 総合衡量法理

最判平成23年1月18日民集65巻1号121頁 [まねきTV]

「自動公衆送信が、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する当該装置の使用を前提としていることに鑑みると、その主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当であり、当該装置が公衆の用に供されている電気通信回線に接続しており、これに継続的に入力されている場合には、装置に情報を入力する者が送信の主体であると解するのが相当である。」

# 第1 利用主体論

---

## 2 判断基準

### (3) 原審

「原告らの音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって枢要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である（クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラクⅡ事件最高裁判決参照）。また、著作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべきである（ロクラクⅡ事件最高裁判決の補足意見参照）。」

# 第 1 利用主体論

---

## 2 判断基準

### (4) 控訴審

「音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当である（最高裁平成21年（受）第788号同23年1月20日第一小法廷判決・民集65巻1号399頁〔ロクラクⅡ事件最高裁判決〕参照）。」

# 第1 利用主体論

---

## 2 判断基準

### (5) 検討

- ✓ 本判決は、原判決の基準を採用しなかった。

「原審の基準では、演奏主体となるためには、『枢要な行為』を管理支配下において行う必要があり、ロクラクⅡ最高裁判所の意図するところとは異なることになり、また、基準としても、演奏主体の成立範囲をこのように限定することは相当ではないと考えたからであろう。」（「判例特報 知財高判令和3・3・18〔第4部〕令和2年（ネ）第10022号一「音楽教室」事件一（Law&Technology92号・2021年）87頁）

# 第1 利用主体論

---

## 3 あてはめ

### (1) 演奏行為の本質について

「演奏主体を判断するにあたって、どのような考慮要素を抽出し、どの考慮要素を重視するのかの視点を明らかにする意図のものと考えられ、演奏主体を上記『本質』的な行為をしたか否かで決しているものではない点に留意する必要がある。」（「判例特報 知財高判令和3・3・18〔第4部〕令和2年（ネ）第10022号一「音楽教室」事件一（Law&Technology92号・2021年）87頁）

## 第2 「公の演奏」

### 1 公衆の意味

#### ✓ 公衆

特定かつ少数の者以外の者を指す

|    | 特定      | 不特定   |
|----|---------|-------|
| 多数 | ○(2条5項) | ○(解釈) |
| 少数 | ×       | ○(解釈) |

## 第2 「公の演奏」

---

### 1 公衆の意味

✓ いかなる者を不特定とするか

- 人的結合関係が存在するかどうかによって決せられるもの
- 私的複製の（著作権法30条1項）の「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の者以外であれば足りることを示唆するもの
- 利用を受ける機会が広く多数の者に与えられていたかを重視するもの



## 第2 「公の演奏」

---

- 1 公衆の意味
  - ✓ 原審・控訴審

「公衆」とは「特定かつ少数」の者以外をいうとし、「特定」か否かは、演奏を聞かせようとする相手方との「個人的な結合関係」の有無を基準とした。

# 第2 「公の演奏」

---

## 2 判断基準時

- ✓ 長期間にわたり関係が継続し得る場合、契約締結時の関係のみが問題となるのか、それとも契約締結後の事情も考慮されるのか。

→本判決は、受講契約の締結時とし、音楽教室での受講に関する限りでは、音楽教室にとって、生徒は、「不特定の者との性質を保有し続ける」とした。

→教師と生徒との関係が長期間続き親密な関係に至った場合でも、生徒が「公衆」に当たり続けることに対しては、「社会通念からかけ離れた解釈ではないか」との指摘がある（安藤和宏「音楽教室における演奏について、演奏主体が音楽教室事業者であるとされた事例」（東洋法学64巻3号・2021年）138頁）。

# 参考文献

---

- 田村善之＝高瀬亜富＝平澤卓人『プラクティス知的財産法Ⅱ 著作権法』（2020年・信山社）
- 「判例特報 知財高判令和3・3・18〔第4部〕令和2年（ネ）第10022号一「音楽教室」事件一（Law&Technology92号・2021年）83頁～90頁
- 上野達弘「いわゆる『カラオケ法理』の再検討」紋谷暢男教授古希記念論文集刊行会『知的財産法と競争法の現代的展開（紋谷暢男教授古希記念）』（2006年・発明協会）781頁～799頁
- 齋藤浩貴「講演録 主体論の発展、限界と展望」（コピーライト716号・2020年）2頁～20頁
- 安藤和宏「音楽教室における演奏について、演奏主体が音楽教室事業者であるとされた事例」（東洋法学64巻3号・2021年）125頁～144頁
- 平澤卓人「著作権法における『公に』及び『公衆』概念の限界—幸福の科学祈願経文事件」, 知的財産法政策学研究46号（2015年）

ご清聴ありがとうございました

---